平成２５年（フ）第８号
茨城県石岡市茨城１丁目１番16―106号　茨木台マンション、前住所茨城県石岡市国府２丁目１番５号　プリムロウズ石岡101号
債務者　松﨑　健二
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５１５号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15―407号
債務者　新山さとみ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
鹿児島県鹿児島市三和町65番11―22号
債務者　新山ヒエ子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市上之園町20番地７
債務者　福山久美子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市桜島武町82番地　長谷浜団地１－１号
債務者　白坂　　惠
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
北海道小樽市幸４丁目11番17号　コーポ小谷Ａ101号、前住所北海道小樽市桜４丁目５番26号
債務者　宮津智惠子（旧姓丸野）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２１５号
北海道勇払郡むかわ町若草８番地
債務者　佐藤さとみ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０号
北海道苫小牧市新明町５丁目６番11号　サンハイツ新明103
債務者　陶　　智美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６号
宮城県気仙沼市唐桑町津本181番地２
債務者　伊東すづ江
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１０号
秋田市新屋町字関町後77番地４　スペースヒルズ202
債務者　鎌田　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
秋田市土崎港西５丁目４番９号
債務者　藤澤　秋子（旧姓船木）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９８号
茨城県石岡市若宮１丁目９番17号　コーポパーシングＢ―201、住民票上の住所茨城県石岡市小幡3309番地
債務者　小林　兼好
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
茨城県つくば市金田176番地１
債務者　木島　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
群馬県桐生市菱町１丁目2989番地の３
債務者　岡田　　浩
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１号
金沢市大額１丁目341番地２
債務者　上田みどり
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
金沢市弥生１丁目14番35号、居所金沢市長坂町チ部15番地　岡部病院内、従前の住所金沢市涌波１丁目10番10号
債務者　上田　明美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
金沢市暁町４番11号　暁荘２－２号、従前の住所金沢市増泉２丁目６番１号
債務者　中野　義久
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所